

障害者手帳のカード化について

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部企画課

障害者手帳のカード化に係る省令等の整備

- 手帳の様式が規定されている省令を改正し、カードでの交付を可能とする。
- 紙及びカードの様式例は障害保健福祉部長通知において規定。

「身体障害者福祉法施行規則」及び「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則」の改正内容

- ① 身体障害者福祉法施行規則
 - ・第5条の身体障害者手帳の記載事項から「本籍」及び「補装具費の支給に関する事項」を削除。
 - ・別表第4号の様式を削除。
 - ② 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則
 - ・第25条に規定されていた別記様式第3号を削除。
 - ・変わって第25条に精神障害者保健福祉手帳に記載すべき事項を規定。
-  手帳の様式は、省令ではなく障害保健福祉部長通知において規定。
通知は技術的助言という位置付けであるため、自治体の実情に応じた柔軟な対応が可能。

障害保健福祉部長通知の主な内容

【手帳の様式】

- ▷ 省令の改正を踏まえた紙の様式と、新たにカードの様式を例示。
- ▷ 当事者が希望する場合はカードでの交付も可能とする。
 - ※ カードを導入するかどうかは自治体の判断であり、カードでの交付を義務付けるものではない。
 - ※ 療育手帳については、すでにカードでの交付が可能である旨を改めて周知。

【カードの仕様】

- ▷ プラスチック等の耐久性のある材料を用いること。
- ▷ 潜像、特殊形状スクリーン、パールインキ等の偽造防止対策を施すこと。
- ▷ 備考欄及び有効期限の更新は、手書きでの記載や押印が可能な加工を施すこと。
- ▷ カードの縁に切り欠きを入れる、点字シールを貼るなど、視覚障害者が触ってわかるような仕様とすること。

【身体障害者手帳の障害名の記載方法】

- ▷ 現在は傷病名＋障害の程度を記載することとなっているが、プライバシーへの配慮を求める声があることや、記載スペースが狭くなることに鑑み、視覚障害、聴覚障害等の障害種別のみの記載で足りることとする。

○厚生労働省令第 号

身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）第二十九条及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和二十五年政令第一百五十五号）第十一条の規定に基づき、身体障害者福祉法施行規則及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年 月 日

厚生労働大臣 根本 匠

身体障害者福祉法施行規則及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則の一部を改正する

省令

（身体障害者福祉法施行規則の一部改正）

第一条 身体障害者福祉法施行規則（昭和二十五年厚生省令第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(身体障害者手帳の記載事項等) 第五条 身体障害者手帳に記載すべき事項は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none">一 身体障害者の氏名、現住所及び生年月日二 (略)三 (削除)四 身体障害者が十五才未満の児童であるときは、その保護者の氏名、続柄及び現住所 <p>2 身体障害者手帳には、当該身体障害者手帳の交付を受けた者の写真を表示するものとする。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(身体障害者手帳の記載事項及び様式) 第五条 身体障害者手帳に記載すべき事項は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none">一 身体障害者の氏名、本籍、現住所及び生年月日二 障害名及び障害の級別三 補装具費(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条に規定する補装具費をいう。)の支給に関する事項四 身体障害者が十五才未満の児童であるときは、その保護者の氏名、続柄及び現住所 <p>2 身体障害者手帳の様式は、別表第四号のとおりとする。</p> <p>3 第一項の障害の級別は、別表第五号のとおりとする。</p>

別表第二号を次のように改める。

別表第二号（第二条関係）



別表第二号(第二条関係)

身体障害者手帳交付申請書

平成 年 月 日			
居住地			
氏名			印
	年	月	日生
個人番号			
15歳未満の児童			
氏名			
	年	月	日生
個人番号			
都道府県知事(市長) 殿			
身体障害者福祉法第15条の規定により身体障害者手帳を交付願いたく関係書類を添えて申請致します。			

(備考)

- 1 身体障害のある15歳未満の児童については、手帳の交付は保護者が代わって申請することになっている。この場合には、児童の氏名、生年月日及び個人番号を 欄に記入することとし、保護者の個人番号は記入する必要がないこと。
- 2 氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかとすること。

別表第四号を次のように改める。

別表第四号 削除

(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則の一部改正)

第二条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則(昭和二十五年厚生省令第三十一号)の一部を

次のように改正する。

次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>第二十五条 精神障害者保健福祉手帳に記載すべき事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 精神障害者の氏名、現住所及び生年月日</p> <p>二 精神障害者保健福祉手帳の交付番号、交付年月日及び有効期限</p> <p>2 精神障害者保健福祉手帳には、やむを得ない理由がある場合を除き、当該精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者の写真を表示するものとする。</p>	<p>第二十五条 精神障害者保健福祉手帳の様式は、別記様式第三号のとおりとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

別記様式第三号を次のように改める。

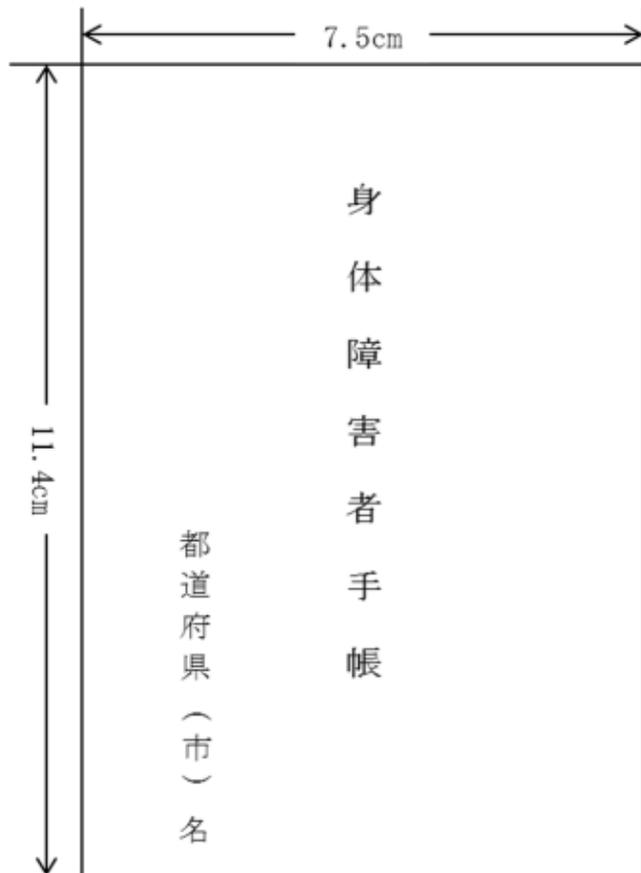
別記様式第三号 削除

附 則

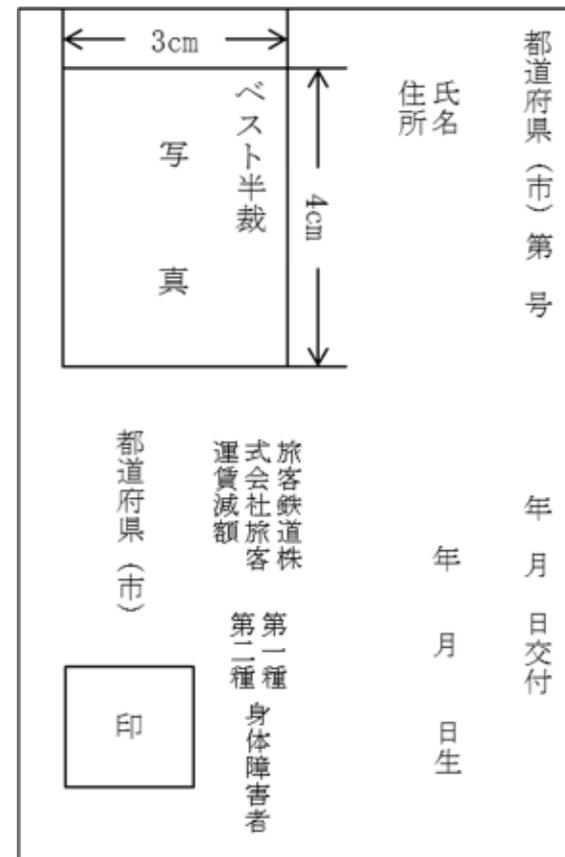
この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

身体障害者手帳（紙様式）

（第1面）



（第2面）



(第3面)

注)住所や氏名が変わったときは、速やかに変更の届けを出してください					現	本人の欄
					住	
					所	
					転入年月日	
					福祉事務所 又は町村長の印	

(第4面)

				氏	保護者の欄
				名	
				続柄	
				現	
				住	
				所	
				保護者となつた年月日	
				福祉事務所 の印	

(第5面)

身体障害者等級表による級別	障 害 名
級	

(第6～9面)

備考

身体障害者手帳（カード様式）

(表)

身体障害者手帳

都道府県(市)第号

交付日 年 月 日

氏名

生年月日 年 月 日

住所

保護者氏名

続柄 住所

障害名

障害程度等級

旅客鉄道株式会社

旅客運賃減額 第一種・第二種身体障害者

印

22mm

27.5mm

12mm

53.98mm

85.60mm

(裏)

備考

注) 住所や氏名が変わったときは、速やかに変更の届を出してください。

※ 保護者氏名・続柄・住所は身体障害者が15歳未満の児童であるときに記載

精神障害者保健福祉手帳（紙様式）

（表表紙）

障 害 者 手 帳

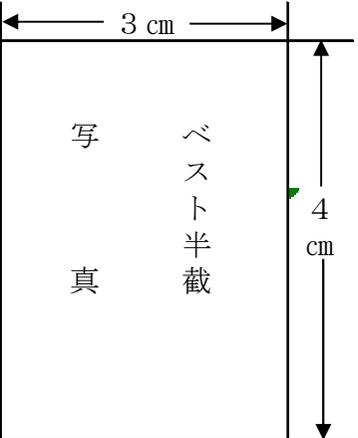
都道府県（指定都市）名

（裏表紙）

備 考

注1）住所や氏名が変わったときは、
変更届を出してください。
注2）更新の申請は、有効期限の3か
月前から市町村役場で行うことが
できます。

(内面左)

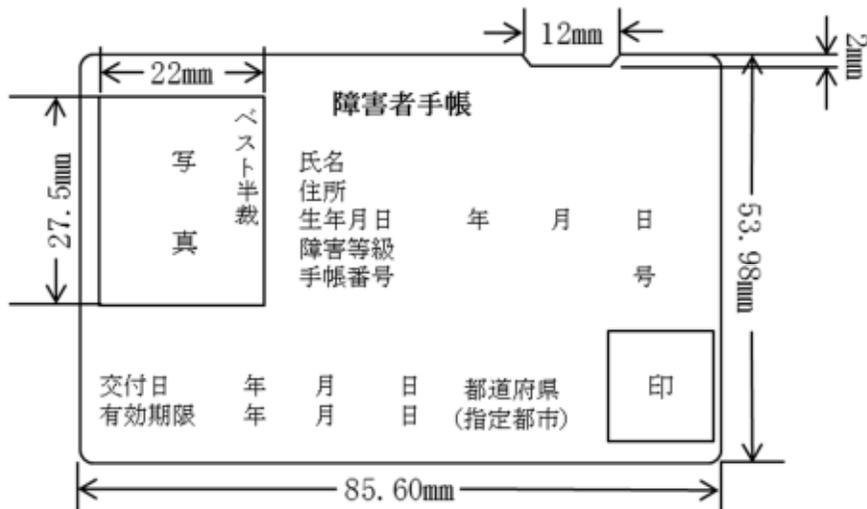
	
氏名	
住所	
生年月日	
障害等級	
手帳番号	号

(内面右)

交付日	年	月	日
有効期限	年	月	日
(更新)			
都道府県(指定都市)名		印	
〔精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条の保健福祉手帳〕			

精神障害者保健福祉手帳（カード様式）

(表)



(裏)

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条の保健福祉手帳

有効期限の更新 (更新) (更新)	(更新) (更新)
備考	

注1) 住所や氏名が変わったときは、速やかに変更の届を出してください。
注2) 更新の申請は、有効期限の3ヶ月前から市町村役場で行うことができます。